

# 事務事業評価票

## ② 施設の建設

事業名	市役所本庁舎の耐震改修工事		101	所管局	総務局
建設内容	・所在地 中区三の丸三丁目1番1号 ・建築面積(延床面積) 4,483.94㎡(25,760.40㎡) ・構造、規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上5・地下1・塔屋7階 ・耐震強度 評価Ⅱ-2				
建設目的	市役所本庁舎の耐震性の確保	これまでの経過	15年度 基本構想策定調査 16年度 基本設計 17年度 実施設計		
		⑱ 実施内容	改修工事		
		⑲ 実施予定	改修工事		
		完成予定年度	平成 21 年度		
進捗状況	21年度の完成に向け予定どおり工事を進めています。				
総事業費	約 4,091,760 千円	⑳ 決算見込額	60,000 千円		
運営主体(予定)	市直営	運営費(予定)	約 278,000 千円/年		
市評価	総合評価	A	市役所庁舎として重要性・緊急性の両面で早急に耐震改修を行うことが必要です。		
	有効性	4	市政の中心となる施設であり防災活動の中核拠点にも位置づけられていることから耐震性能の強化が必要です。		
	効率性	4	改築には莫大な費用がかかること又登録有形文化財でもあることから耐震改修が最適です。		
	達成度	4	工事の進捗は予定どおりです。		
外部評価	総合評価	A	(この事業に対するコメントはありません。)		

# 事務事業評価票

整備事業

事業名	電子市役所の推進	102	所管局	総務局
整備内容	<p>&lt; 光ファイバー網の整備 &gt; 電子市役所の推進に必要な大容量通信や、防災情報などの画像伝達に対応するとともに、災害にも強い通信基盤として整備するものであり、市役所と電算センター、区役所、支所、図書館、生涯学習センターなどとの間を整備するものです。</p> <p>&lt; 職員認証システムの整備・運用 &gt; 業務システム利用時における「職員の本人確認」及び「利用権限の制御」を行うことで、安全性の向上を図る目的として整備するものです。 また、今後開発される業務システムにおいても効率的に利用できる共通基盤として、整備・運用するものです。</p> <p>&lt; 電子申請システムの整備・運用 &gt; インターネットを活用して申請・届出を行うものであり、段階的にシステム整備を進めることとし、当面は、行催事等の申し込みを行う簡易なシステムを整備・運用するものです。</p>			
整備目的	高度情報通信社会に対応し、行政サービスや行政内部事務を電子化し、ネットワークを利用することで、市民が身近な場所で利用しやすい時間に必要な行政サービスを受けることができる電子市役所の実現を目指すものです。	これまでの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバー網の全区の区役所等との間を整備</li> <li>・職員認証システムの整備・運用</li> <li>・電子申請システムの整備に向けた調査</li> </ul>	
		整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバー網の3支所(楠・山田・富田)等との間を整備</li> <li>・職員認証システムの運用</li> <li>・電子申請システムの整備・運用</li> </ul>	
		整備予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバー網の志段味支所等との間を整備</li> <li>・職員認証システムの運用</li> <li>・電子申請システムの運用</li> </ul>	
整備期間	平成 13 年度 ~ 平成 20 年度			
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバー網の整備 平成18年度末時点 93.7%(施設数)</li> <li>・職員認証システム 平成16年度運用開始</li> <li>・電子申請システム 平成18年度運用開始</li> </ul>			
総事業費	約 1,624,000 千円	決算見込額	225,861 千円	
市評価	総合評価	A	光ファイバー網、職員認証システムについては、様々なシステムを安全かつ効率的に運用するための共通的な基盤であり、電子市役所の実現には重要なものと考えております。また、電子申請システムについても、市民がいつでもどこでも簡単に申請ができる利便性の高い行政サービスと考えております。	
	有効性	4	電子市役所の基盤を整備するものとして必要な事業です。	
	効率性	4	重複投資を避け、全庁的に利用できる共通基盤を整備しています。	
	達成度	4	18年度における事業の計画を達成しております。	
外部評価	総合評価	A	(この事業に対するコメントはありません。)	

# 事務事業評価票

## ⑤ 施設の管理・運営（公の施設）

< 単独 >

施設名		男女平等参画推進センター	103	所管局	総務局
施設情報	配置基準	男女平等参画推進の拠点施設として旧名古屋市勤労女性センターを改修し、設置しました。			
	設備・規模	延床面積/3,090.58㎡ <貸室> セミナールーム 6室、多目的ルーム 1室(88㎡) <一般開放> 交流ラウンジ、生活アトリエ、印刷工房、総合受付(情報コーナー) <その他> 相談室、託児室、ICT室、事務室、管理運営室、駐車場(14台)			
	事業内容	・定期講座 29講座(参加延べ 2,709人)      ・情報提供事業(ホームページ運営、情報誌発行) ・女性のための総合相談 (3,227人) ・講演会等啓発事業 32事業(参加 3,369人)			
公共性	設置目的	男女平等及び参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援することです。			
	対象	一般市民			
有効性	類似施設の設置状況	1施設(県施設)			
	利用状況	・セミナールーム等の稼働率は、増加傾向にあります。(H15:30.8%→H18:65.3%) ・定期講座の定員充足率も増加し、90%を超えています。(H15:80.5%→H18:91.9%)			
代替性・効率性	管理運営主体	指定管理者（特定非営利活動法人参画プラネット）			
	管理運営主体の考え方	主に施設管理は指定管理者が行い、男女平等参画に関する事業(相談事業を含む)については市が実施し、センターの効果的・効率的な運営を目指しています。			
	⑱決算見込額	123,509 千円			
	収支状況	・平成18年度収支率 7.2% (平成15年度 3.0%) ・過去4年間の収支をみると、年平均収支率は、5.5%で増加しています。			
単位的費用の状況	単位あたり費用の状況	・平成18年度利用者一人あたり運営費 17.2%減少 (17年度1,343円、18年度1,112円) ・平成18年度市民一人あたり運営費13.8%減少 (17年度 65円、18年度 56円) ・18年度の指定管理者制度導入に伴い、市の組織の見直しを行い、一人あたりの運営費は減少しました。			
	達成度(目標の達成状況)	・セミナールーム等稼働率(目標 60%に対して、達成率 108.8%) ・定期講座定員充足率 (目標 95%に対して、達成率 96.7%)			
これまでの改革改善の取り組み		・一部業務委託の実施 開館当初(15年度)より、1階の施設運営や受付業務等をNPO法人に委託実施してきました。 ・指定管理者制度の導入による組織の見直し 平成18年度の指定管理者制度導入に伴い、市の組織の見直しを行いました。			
今後の課題・方向性		男女共同参画社会の実現を目指して、法の整備や制度の充実が図られてきました。名古屋市でも男女平等参画推進なごや条例を制定するとともに、その拠点施設として男女平等参画推進センターを開設し、男女共同参画プランなごや21に沿った施策を実施してきましたが、まだ、男女平等参画が十分実現されているとはいえません。引続き、男女共同参画社会の実現に向け、市民や地域への意識啓発、企業への働きかけを推進していくことが必要であり、センターでは市民・企業のニーズを把握し、効果的な事業展開、情報提供等に努めることが必要であると考えています。			
市評価	総合評価	<b>B</b>	センターの運営については、概ね良好に行われており、男女平等参画の推進に寄与していると考えます。		
	公共性	<b>4</b>	市が率先して男女平等参画の社会の実現に向け、施策を推進していくことは有意義であると考えています。		
	有効性	<b>3</b>	施設稼働率、利用者数は増加傾向にあり、有効に活用されていると考えます。		
	代替性・効率性	<b>4</b>	指定管理者制度の導入に伴い、市の組織の見直しを行い、効果的・効果的な運営が図られていると考えます。		
	達成度	<b>3</b>	18年度は、ほぼ目標が達成できたと考えます。		
外部評価	総合評価	<b>C</b>	施設の有効利用の観点から943「女性会館(教育委員会)」の施設を活用してください。なお、女性会館のホール及びライブラリーの相互利用を図ってください。		

# 事務事業評価票

## ⑤ 施設の管理・運営（公の施設） ＜単独＞

施設名		104	所管局	総務局
施設情報	配置基準	文化遺産の旧名高裁庁舎を、公文書館等として活用する観点から設置しました。		
	設備・規模	国有財産(文化庁)、国の重要文化財 構造等 地上3階一部塔屋付 ※概ね、5年毎の更新で、現在の使用 公文書等の閲覧室 3室 許可期間は平成22年度まで 常設展示室 12室 延床面積 6,719.9㎡ 集会室 5室、一般展示室 5室		
	事業内容	重要文化財の公開等 入館者 59,240人 うち、公文書等閲覧室利用者 4,004人 新規公開資料数 公文書 1,234簿冊、行政資料 4,350冊、市史資料 139冊 文化活動の場の提供(利用率) 集会室 55.8%、一般展示室 37.5%		
公共性	設置目的	歴史的文化遺産の建物を保存・公開するとともに、市民の文化向上に資するため、公文書等を収集・保存・公開し、併せて、文化活動の場として提供します。		
	対象	市政の歴史などに関心がある人(18年度末までの累計入館者数 1,011,474人)		
有効性	類似施設の設置状況	無		
	利用状況	1日当りの入館者数 18年度:200人(対14年度比:15%減) うち、公文書等の閲覧室利用者数 18年度:14人(対14年度比:40%増) 集会室の稼働率 18年度:56%(対14年度比:4%減)		
代替性・効率性	管理運営主体	市直営 ( )		
	管理運営主体の考え方	公文書の評価・選別や公開・非公開の確実な判断には行政に関する知識や経験が必要なこと、国の重要文化財である建物の保存・公開を行う管理団体の指定を受けることから、その管理運営は公的責任においてなされるべきものと考えます。		
	⑱決算見込額	131,316 千円		
	収支状況	平成18年度収支比率 2.7% (平成14年度 1.9%) 過去5年の収支比率をみると、年平均 0.2% で増加傾向		
達成度	単位あたり費用の状況	18年度利用者1人あたり運営費は、17年度に比べ 2.8% 減少 18年度市民1人あたり運営費は、17年度に比べ 14% 減少		
	達成度(目標の達成状況)	公文書の新規公開数:103%(実績値1,234簿冊/18年度目標値1,200簿冊) 年間入館者数:90%(実績値59,240人/18年度目標値66,000人)		
これまでの改革改善の取り組み		○閲覧資料検索の迅速化を図るため、公文書等データベースを構築しました。 登録数 公文書:約9,900簿冊(290,000件名)、行政資料:約57,000冊 ○集会室利用の利便性の向上を図るため、利用申込時期を利用日の2月前から6月前に変更するとともに、電話による受付を開始しました。 集会室稼働率 17年度:49.8% → 18年度:55.8%		
今後の課題・方向性		重要文化財である建物の維持管理を指定管理者に任せるにあたっては、その具体的な業務範囲について所有者である文化庁との調整が必要です。また、公文書館の運営には、公文書の評価・選別や機密情報の公開・非公開の判断など、職員が行うのが公平・確実と思われる業務もあります。今後は、指定管理者制度導入も視野に入れ、市政資料館の各機能について様々な観点から経費縮減や市民サービス向上など運営改善に向けた調査研究が必要です。		
市評価	総合評価	<b>B</b>	公文書館としての公共性を有しますが、効率的な管理の視点から運営改善に向けた検討が必要です。	
	公共性	<b>4</b>	法律で設置主体が明確化され、市民にも貴重な記録である公文書を保存・公開することは本市の責務です。	
	有効性	<b>3</b>	施設の認知度・利用度をさらに高めるため、市民サービス向上や魅力アップへの取り組みが必要です。	
	代替性・効率性	<b>3</b>	効率性を高めるため、運営体制の見直しなどライフサイクルコストの縮減策を検討する必要があります。	
外部評価	達成度	<b>3</b>	目標達成状況を測る成果指標のうち、年間入館者数で見た18年度目標に対する達成度は90%でした。	
	総合評価	<b>C</b>	公文書館と市民利用施設との機能の整理を行い、市民利用に係る業務への指定管理者制度の導入の検討を早急に進めて下さい。また、経費の縮減に努めてください。	